

授業料、諸会費等について

このページでは、保護者の方向けに**授業料、諸会費等に関する内容**を掲載しています。
ご家庭の状況によって、ご負担内容や受けられる支援内容が異なりますのでご注意ください。

いずれの制度も複雑なため、このページでは概要のみを掲載しています。各制度の詳細、ご不明な点、ご相談したい点等ありましたら、お気軽に学校の事務室（044-766-7457）へお問い合わせください。

1 授業料（就学支援金関係）

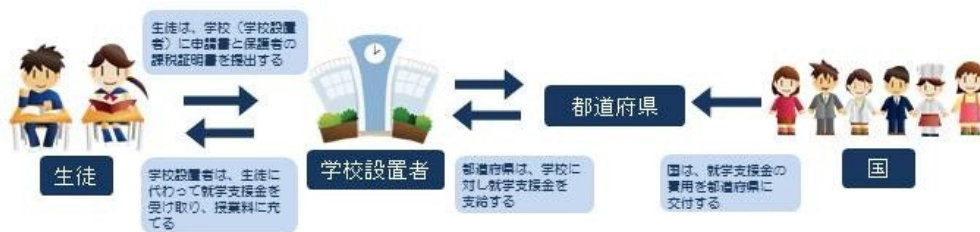
<平成 26 年度以降に入学した生徒>

平成 26 年度以降の入学者については、**授業料を徴収**します。

ただし、保護者の**市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円未満の世帯**に対しては、原則として**授業料相当額の「就学支援金」**が支給されるため、**実際に授業料を納付していただくことはありません。**

「就学支援金」を受け取るには、申請書、所得を証明できる書類（課税証明書等）等をご提出いただく必要があります。

なお、就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する仕組みになっています。そのため、「就学支援金」の支給対象者は生徒自らが授業料を学校に納める必要がない代わりに、「就学支援金」が現金や口座振込の形で生徒の手元に届くこともありません。



保護者の変更（離婚・死別等）や収入の状況に変更（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）があった場合は、支給額の変更や新たに就学支援金支給対象となることがありますので、随時ご連絡願います。

※ 保護者の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円以上の場合、「就学支援金」を受け取ることができないため、月額 9,900 円（全日制の場合）の授業料をご負担いただくことになります。お支払方法は、8 月及び 11 月の年 2 回に分けて、入学手続きの際にご指定いただいた口座からの引き落としとなります。

2 諸会費

諸会費とは、学校徴収金運営協議会によって認められた学年費等と、PTA総会によって認められる生徒会費、PTA活動費、図書費等を総称したものをいいます。

授業料とは別に、生徒一人ひとりから諸会費を徴収させていただき、学校行事の充実や環境改善を行い、新城生がより良い学校生活を送るための経費に充てています。

お支払い方法は、6月及び10月の年2回に分けて、入学手続きの際にご指定いただいた口座からの引き落としとなります。

なお、残高不足等により、引き落としができなかった場合には、後日、事務室へ現金を直接お持ちいただくことになってしまいますので、ご注意ください。

3 奨学給付金

平成26年度以降の入学者がいる世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費※に充てることを条件とした、**返還の必要がない給付金**を支給する制度です。毎年7月以降に書類をご提出いただく必要があります。

※授業料以外の教育に必要な経費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等です。

給付対象者及び給付額の概要は次のとおりです。（平成29年現在）

- ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯：年額 32,300 円
- ・ 市町村民税所得割額が非課税の世帯：年額 75,800 円又は 129,700 円